

加入・喪失・各種変更 お手続きガイド

こんなとき	どうする？	手続き先
20歳になったとき	国民年金に 加入手続きをする	市区町村窓口 ➔ お手続きガイドNo.1
会社を退職したとき	国民年金に 加入手続きをする	市区町村窓口 ➔ お手続きガイドNo.2
配偶者の被扶養者になったとき	第3号被保険者への 切替手続きをする	配偶者の勤務先
配偶者の被扶養者でなくなったとき	国民年金に 加入手続きをする	市区町村窓口 ➔ お手続きガイドNo.3
配偶者が会社を かわったとき	引き続き第3号被保険者となる 手続きをする	配偶者の勤務先
	第1号被保険者になる場合	市区町村窓口 ➔ お手続きガイドNo.3
海外に 居住するとき	任意加入する (協力者なし)	年金事務所
	任意加入する (協力者あり)	市区町村窓口
	任意加入しない	➔ お手続きガイドNo.4
任意加入 するとき	国民年金に 加入手続きをする (60歳以上65歳未満の任意加入)	市区町村窓口 ➔ お手続きガイドNo.5
	国民年金に加入手続きをする (65歳以上70歳未満の任意加入)	市区町村窓口 ➔ お手続きガイドNo.6
住所・氏名 変更等をするとき	各種変更手続きをする	市区町村窓口

余白

No.1 20歳になったとき



加入手続の方法は？

20歳になった方
(20歳の誕生日の前日から)

国民年金被保険者 資格取得届(申出)書

※20歳の誕生月の前月に日本年金機構より送付

届書は誕生日の前日から14日以内に市区町村窓口、もしくは
近くの年金事務所に提出してください。(郵送可)



記載例 ～ 国民年金被保険者資格取得届(申出)書

国民年金被保険者 資格取得届(申出)書 国民年金被保険者種別変更(第1号被保険者該当)届書

※届書コード	※処理区分	送信
2 0	0.新規/再取得 1.届書 01.手帳一括 6.種別変更 2.申出書	

本 籍 地	東京
-------	----

① 基礎年金番号又は手帳記号番号 2 4 1 5 1 2 5 6 9 0	② 生 年 月 日 0 6 0 5 1 6	③ 手 帳 記 号 番 号	④ 手 帳 記 号 番 号	送信
被 保 険 者 氏 名 年金 太郎		性 別 ★ 男 女 1 2	郵便番号 1 6 8 0 0 7 1	⑤ 被 保 険 者 住 所 〒168-0071 東京都杉並区高井戸西3-5-24
★① 外国人区分 1. 米国人(強制) 2. 1以外の外国人		⑥ 被 保 険 者 通 称 名	送信	
⑦ 資格取得(種別変更)の年月日 2 6 0 5 1 5	⑧ 種 別 1. 第1号 2. 任意	資格取得(種別変更)の理由(第1号) 学 生 0. 学 生 以外 1. 通学 2. 通学 3. 第2号被保険者からの移行 4. 第2号被保険者からの移行 5. 第2号被保険者からの移行 6. 第2号被保険者からの移行 7. 第2号被保険者からの移行 8. 第2号被保険者からの移行 9. 第2号被保険者からの移行 10. 中国国籍持人等該当 11. 外国からの転入		資格取得理由(任意) ★ 2. 老齢(退職)年金受給 3. 60歳以上 4. 海外在住
⑨ 申請種別 1. 令和3年度5月1日以前 2. 令和3年度5月1日以後	⑩ 喪失予定年月日	65歳以上加入申込区分	手帳送付者表示	強制付番指定
★ 1. 令和3年度5月1日以前 2. 令和3年度5月1日以後	1. 加入申込 2. 加入取消	1. 手帳送付者	1. 強制付番指定	1. 年金手帳再交付
資格取得(種別変更)前の氏名又は資格取得後の住所又は現在の住所・住所が異なる場合のみ記入してください。		(備考)		

上記のとおり届出(申出)します。	届出(申出)者 平成 年 月 日
市区町村長 殿	届出(申出)者 所 住 所
社会保険事務局長 殿	届出(申出)者 氏 名
	届出(申出)者 電 話 2 6 (1 0) 1 6

市 区 町 村	印
	社会保険事務所

1. 文字は楷書ではっきりと書いてください。
2. ★印の欄は該当する項目を○印で囲んでください。
3. ※印の欄は記入する必要はありません。
4. 資格取得年月日が昭和41年3月31日以前の届書については、資格種別「1」を「強制」と読み替えてください。
5. 「資格取得理由(任意)」欄の「年金」で「太郎」のうち(日本国内に協力者がいる場合は、「備考」欄に日本国内における最後の住所を記入してください。
6. 被保険者が自ら署名する場合には、被保険者の署名は不要です。
7. 被保険者以外の方の押印を省略することはできません。

No.1 20歳になったとき

✓ 手続後は？

後日、年金手帳が送付されます



年金手帳は「保険料納付の確認や将来年金を受け取る際の請求手続き」「年金の加入制度が変わったとき」などに必要となります。

就職時・転職時などにも必要になることがあるため大切に保管してください。

納付書が約1ヵ月半後に送付されます

※第1号被保険者は、**ご自身で**保険料を納付する必要があります。

※保険料を早めに納める前納制度を利用することもできます。

※現金納付の他にも、口座振替等の納付方法を選択できます。

➡ 加-NO.7-12

✓ 納付が困難な場合

学生ではない方

申請免除・若年者納付猶予制度

➡ 免-NO.3

➡ 免-NO.4

現在学生の方

学生納付特例制度

➡ 免-NO.2

✓ 付加保険料

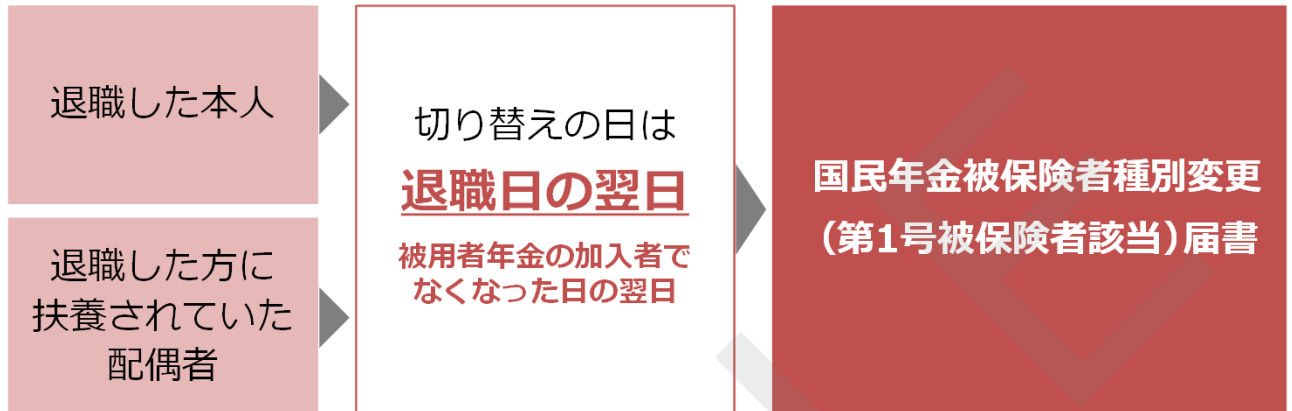
付加保険料を納付することで、将来受け取る年金額を増やすことができます。

➡ 加-NO.13

No.2 会社を退職したとき



必要な手続きは？



※配偶者を扶養している場合、配偶者の方の（第3号被保険者の）お手続きも必要です。



記載例 ～ 国民年金被保険者種別変更（第1号被保険者該当）届書

国民年金被保険者 資格取得届（申出）書

国民年金被保険者種別変更（第1号被保険者該当）届書

届書コード 20	届出区分 0.新規/再取得 6.種別変更	届出理由 01.手続一括 2.申出書	送信
-------------	----------------------------	--------------------------	----

本 籍 地 **東京**

① 基礎年金番号又は手続記号番号 2415125690	② 生 年 月 日 060516	③ 手 続 記 号 番 号	④ 手 続 記 号 番 号	送信
--------------------------------	---------------------	---------------	---------------	----

被 保 険 者 氏 名 年金 太郎	性 別 男 女 1	郵 便 番 号 1680071	⑤ 被 保 険 者 住 所 杉並区高井戸西3-5-24
----------------------	--------------	--------------------	--------------------------------

★⑦ 外国人区分 1.米国人（強制） 2.1以外の外国人	⑧ 被 保 険 者 通 称 名	送信
------------------------------------	-----------------	----

⑨ 資格取得（種別変更）の年月日 260516	⑩ 種 別 1.第1号 2.任意	資格取得（種別変更）理由（第1号） 0.学 生 1.通称変更 2.10歳到達 3.その他	資格取得理由（任意） ★ 2.老齢（退職）年金受給 3.60歳以上 4.海外在住
----------------------------	------------------------	--	---

⑪ 資格取得の特例 1.令55条5項該当 2.令55条2項該当	⑫ 喪失予定年月日	65歳以上加入申込区分 1.加入申込 2.加入取消	手続送付者表示 1.手続送付者	強制付番指定 1.強制付番指定	年金手続の作成 1.年金手続再交付	送信
---------------------------------------	-----------	---------------------------------	--------------------	--------------------	----------------------	----

資格取得（種別変更）前の氏名又は資格取得前の住所と現在の氏名・住所が異なる場合のみ記入してください。	（フリガナ）	（フリガナ）	（備考）
--	--------	--------	------

上記のとおり届出（申出）します。

届出（申出）者 平成 26 年 10 月 16 日
市 区 町 村 長 所
社会保険事務所長 氏 年金 太郎
氏 氏 氏 氏
電 話 03 (3334) 〇〇〇〇

市 区 町 村 印
社会保険事務所

- 文字は楷書ではっきりと書いてください。
- ★印の欄は該当する項目を○印で囲んでください。
- ※印の欄は記入する必要はありません。
- 資格取得年月日が昭和31年3月31日以前の届書については、資格種別「1」を「強制」と読み替えてください。
- 「資格取得理由（任意）」欄の「4」を○で囲んだ方のうち（日本国内に協力者がいる場合は）、「備考」欄に日本国内における最後の住所を記入してください。
- 被保険者が自ら署名する場合には、被保険者の押印は不要です。
なお、被保険者以外の方の押印を省略することはできません。

No.2 会社を退職したとき

✓ 手続後は？

納付書が約1ヵ月半後に送付されます

※第1号被保険者は、**ご自身**で保険料を納付する必要があります。

※保険料を早めに納める前納制度を利用することもできます。

※現金納付の他にも、口座振替等の納付方法を選択できます。

➡ 加-NO.7-12

✓ 納付が困難な場合

学生ではない方

申請免除・若年者納付猶予制度

➡ 免-NO.3

➡ 免-NO.4

現在学生の方

学生納付特例制度

➡ 免-NO.2

✓ 付加保険料

付加保険料を納付することで、
将来受け取れる年金額を増やすことができます。

➡ 加-NO.13

No.3 配偶者の被扶養者でなくなったとき



必要な手続きは？

配偶者の扶養から外れた方

本人の年間収入が130万円以上の場合※

配偶者が死亡した方

配偶者が退職した方

離婚した方

国民年金被保険者種別変更 (第1号被保険者該当)届書

※夫が勤務する会社などを經由して、扶養から外れたことの届出を日本年金機構に提出しても、**市区町村において種別変更手続きを行う必要**があります。

※夫が65歳以上の厚生年金保険被保険者等で老齢基礎年金の受給権のある方は、第2号被保険者となりません。したがって、その被扶養配偶者が20歳以上60歳未満の場合は、第1号被保険者に該当します。



記載例 ～ 国民年金被保険者種別変更(第1号被保険者該当)届書

国民年金被保険者 資格取得届(申出)書

国民年金被保険者種別変更(第1号被保険者該当)届書

※届書コード 20	※届出区分 6.新規/再取得 6.種別変更	※届出理由 1.届出 2.届出 3.届出	※届出理由 1.届出 2.届出 3.届出	※届出理由 1.届出 2.届出 3.届出	※届出理由 1.届出 2.届出 3.届出
① 基礎年金番号又は手帳記号番号 2415125690 ② 生年月日 060516 ③ 手帳記号番号 1680071 ④ 手帳記号番号 ⑤ 被保険者住所 東京都杉並区高井戸西3-5-24 ⑥ 被保険者氏名 年金 太郎 ⑦ 性別 男 ⑧ 年齢 20歳以上60歳未満 ⑨ 外国人区分 1.米国人(強制) 2.1以外の外国人 ⑩ 資格取得(種別変更)の年月日 平成26年10月16日 ⑪ 資格取得(種別変更)の理由(第1号) 1.学生以外 2.学生以外 ⑫ 資格取得理由(任意) 1.老齢(退職)年金受給 2.60歳以上 3.60歳以上 4.海外在住 ⑬ 届出の特典 1.年金手帳再交付 ⑭ 届出の特典 1.年金手帳再交付 ⑮ 届出の特典 1.年金手帳再交付 ⑯ 届出の特典 1.年金手帳再交付 ⑰ 届出の特典 1.年金手帳再交付 ⑱ 届出の特典 1.年金手帳再交付 ⑲ 届出の特典 1.年金手帳再交付 ⑳ 届出の特典 1.年金手帳再交付 ㉑ 届出の特典 1.年金手帳再交付 ㉒ 届出の特典 1.年金手帳再交付 ㉓ 届出の特典 1.年金手帳再交付 ㉔ 届出の特典 1.年金手帳再交付 ㉕ 届出の特典 1.年金手帳再交付 ㉖ 届出の特典 1.年金手帳再交付 ㉗ 届出の特典 1.年金手帳再交付 ㉘ 届出の特典 1.年金手帳再交付 ㉙ 届出の特典 1.年金手帳再交付 ㉚ 届出の特典 1.年金手帳再交付 ㉛ 届出の特典 1.年金手帳再交付 ㉜ 届出の特典 1.年金手帳再交付 ㉝ 届出の特典 1.年金手帳再交付 ㉞ 届出の特典 1.年金手帳再交付 ㉟ 届出の特典 1.年金手帳再交付 ㊱ 届出の特典 1.年金手帳再交付 ㊲ 届出の特典 1.年金手帳再交付 ㊳ 届出の特典 1.年金手帳再交付 ㊴ 届出の特典 1.年金手帳再交付 ㊵ 届出の特典 1.年金手帳再交付 ㊶ 届出の特典 1.年金手帳再交付 ㊷ 届出の特典 1.年金手帳再交付 ㊸ 届出の特典 1.年金手帳再交付 ㊹ 届出の特典 1.年金手帳再交付 ㊺ 届出の特典 1.年金手帳再交付 ㊻ 届出の特典 1.年金手帳再交付 ㊼ 届出の特典 1.年金手帳再交付 ㊽ 届出の特典 1.年金手帳再交付 ㊾ 届出の特典 1.年金手帳再交付 ㊿ 届出の特典 1.年金手帳再交付 					

No.3 配偶者の被扶養者でなくなったとき

✓ 手続後は？

納付書が約1ヵ月半後に送付されます

※第1号被保険者は、**ご自身**で保険料を納付する必要があります。

※保険料を早めに納める前納制度を利用することもできます。

※現金納付の他にも、口座振替等の納付方法を選択できます。

➡ 加-NO.7-12

✓ 納付が困難な場合

学生ではない方

申請免除・若年者納付猶予制度

➡ 免-NO.3

➡ 免-NO.4

現在学生の方

学生納付特例制度

➡ 免-NO.2

✓ 付加保険料

付加保険料を納付することで、
将来受け取る年金額を増やすことができます。

➡ 加-NO.13

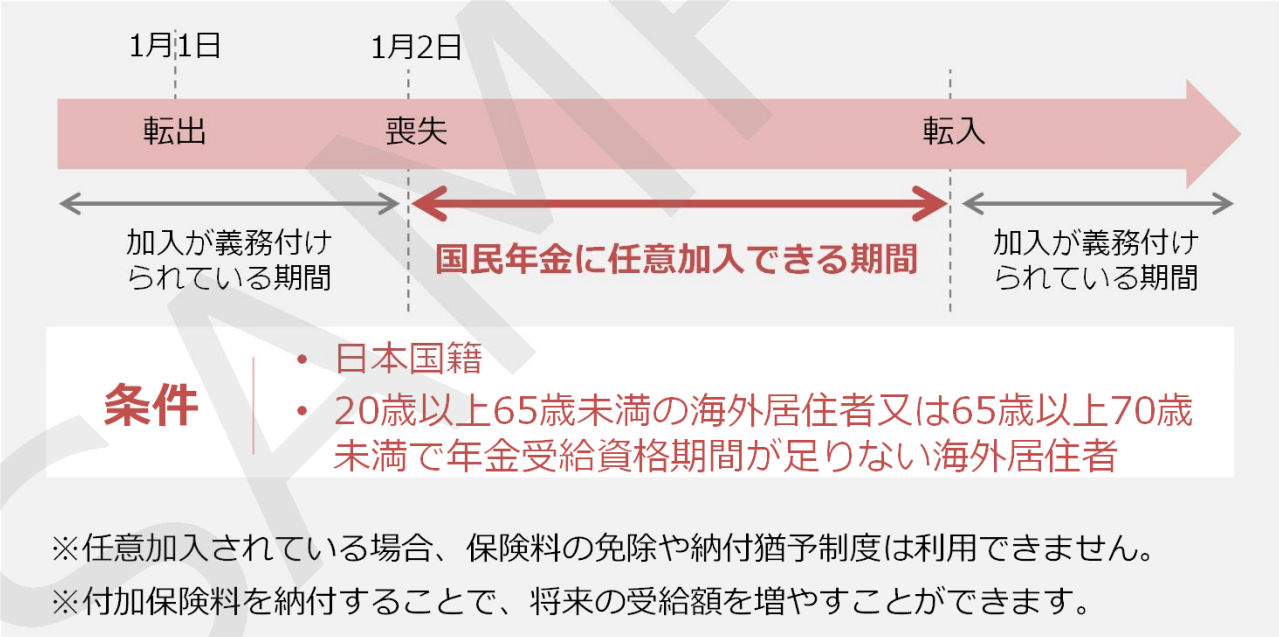
No.4 海外に居住するとき

✓ 海外任意加入制度の内容

- 海外に移住する時は、強制加入被保険者ではなくなりますが、**日本国籍の方**は国民年金に**任意加入**することができます。
- 任意加入された被保険者も国内で保険料を納めた方と同様に、保険料納付済期間に応じた**老齢基礎年金を受け取る**ことができます。
- **任意加入により保険料を納めることで、海外での生活において病気やケガで障害が残った時や死亡した時に、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができます。**
- 任意加入しない場合、海外に移住していた期間は**合算対象期間※**となります。

※ 合算対象期間とは、老齢基礎年金などの受給資格期間として計算されますが、年金額には反映されない期間のことです。

➡ 老-NO.4



✓ お手続き窓口

海外任意加入をされる方	お手続きを行う窓口
海外に転居される方	お住まいの市区町村窓口
海外に居住されている方	日本国内の最後の住所を管轄する年金事務所または市区町村窓口
日本国内に住所を有したことがない方	千代田年金事務所

No.4 海外に居住するとき

✓ 納付方法

 協力者が コンビニ等の 窓口で納付 国内にいる親族等の 協力者が納める方法 ➡ 加-NO.9	 口座振替 日本国内の預貯金口座 から引き落とす方法 ➡ 加-NO.10	 クレジット カード納付 クレジットカード により納める方法 ➡ 加-NO.11	 電子納付 モバイル等の電子 媒体で納める方法 ➡ 加-NO.12
---	--	---	---

前払いによる割引制度や、
将来受け取る年金額を増やす制度もあります。

➡ 加-NO.8

➡ 加-NO.13

- 任意加入制度への申し込み又は資格喪失の手続きはお早めをお願いします。
- 代理の方が窓口にご来訪される場合、委任状と身分証が必要になります。
- 国内にいる親族等を協力者に定める必要があり、定めることができない場合は、**年金事務所で手続き**を行う必要があります。

✓ 日本国内に転入した（帰国した）場合のお手続き

国民年金の**強制加入被保険者となります**。その際には**手続きが必要※**です。転入された市区町村窓口にて手続きを行ってください。

※ これまでと同様の納付方法で納付する場合であっても、**再度、納付方法の申出**が必要となります。

✓ 年金額を増やしたい人の任意加入

60歳以上65歳未満の方で、厚生年金・共済組合に加入しておらず、国民年金の繰上げ受給をしていないときは、60歳以降でも任意加入することができる制度です。

ただし、**遡って加入することはできません。**

✓ 任意加入の要件は？

- 国内に住所を有する60歳以上65歳未満の方
- 老齢基礎年金の繰上げ受給をしていない方
- 20歳から60歳までの保険料の納付月数（免除も含む）が480月未満の方

任意加入の要件を満たす方で
年金額を増やしたい方
(年金額が満額に到達していない方)

加入期間
65歳までの間
(満額になるまで)

✓ 付加保険料

付加保険料を納付することで、
将来受け取る年金額を増やすことができます。

➔ 加-NO.13

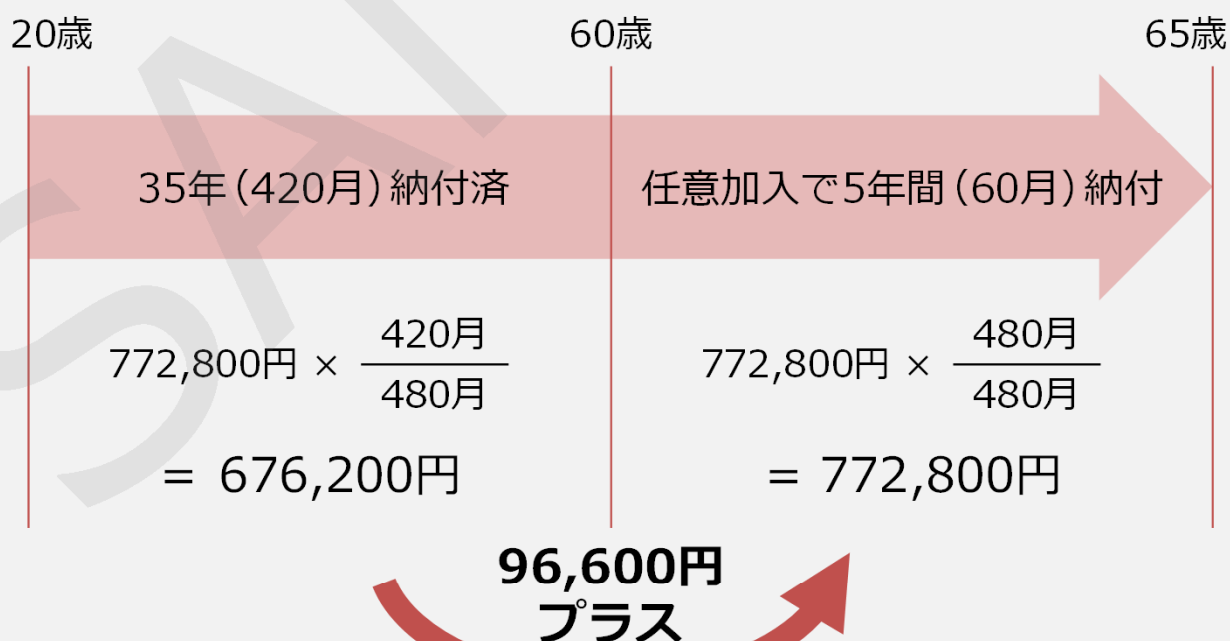
No.5 任意加入するとき - 高齢任意加入制度 (2/4)

✓ 高齢任意加入制度のメリット

- 納付月数が多くなれば、受け取る年金額も多くなります。
- 一定の要件を満たせば障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができます。
- 保険料の全額が**社会保険料控除の対象**になります。
- 65歳から年金を受け取ることを前提に、その受け取る年金額は、**74.4歳**よりも長生きすれば、**任意加入で納める保険料の総額を上回ることになります。**

※ 平成26年4月に任意加入し、加入年数を5年と仮定した場合の年金増加額は以下の具体例となる。

高齢任意加入の具体例



No.5 任意加入するとき - 高齢任意加入制度 (3/4)

納付方法

口座振替



任意加入の保険料の納付方法は、
口座振替となっております。

記載例～資格取得申出書①

届書コード	処理区分
200	2
611	1

国民年金被保険者
資格取得申出書
(60歳以上の任意加入申出用)

国民年金付加保険料
納付申出書

市区町村長 申出書に記載のとおり提出します。	
年金事務所長 あて 平成26年04月20日	
氏名	ネンキン 太郎 印
郵便番号	1 6 8 0 0 7 1
住所	スギナミクタイドニシ 杉並区高井戸西3-5-24
連絡先 電話番号	03-3334-0000 (自宅・勤務先・その他)

基礎年金番号		生年月日		性別	資格取得年月日		種別																			
2	4	1	5	1	2	5	6	9	0	5. 昭和	2	8	0	4	2	0	送付	1. 男	7. 平成	2	6	0	4	2	0	2. 任意
喪失予定年月日		区分	65歳区分	外国人区分	被保険者通称名	手帳作成	納付書抑止	備考																		
			1. 加入時	2. 外国以外の外国人	(フリガナ)	手帳再交付	納付書送付なし	送付																		
付加保険料の納付を希望する方は記載してください。		付加納付申出年月日		年金手帳に記載の氏名と変更がある場合は記載してください。	旧氏名																					
		7. 平成		送付	(フリガナ)																					

任意加入を希望する理由を教えてください。 (下記のいずれかに○印を付してください。)	厚生年金共済 金月数	国民年金全額 納付月数	国民年金一部納付月数 (換算) 月 3/4	任意加入納付予 定月数	国民年金免除等 月数	合算対象(カク) 期間月数	合計月数 (換算) 月
1. 満額の老齢基礎年金を受給するため	月	月	1/2 月 1/4	月	月	月	月
2. 老齢基礎年金の受給権確保および受給額を増額するため (自分の年金加入期間のみで65歳までに受給権が確保できる)	月	月	月	月	月	月	月
3. 老齢基礎年金の受給権確保および受給額を増額するため (合算対象期間を合算することで65歳までに受給権が確保できる)	月	月	月	月	月	月	月
4. 老齢基礎年金の受給権を確保するため (65歳までに受給権が確保できる)	月	月	月	月	月	月	月
5. 老齢基礎年金の受給権を確保するため (70歳までに受給権が確保できる)	月	月	月	月	月	月	月

配偶者の記録を基にした合算対象期間のある方は記載してください。

配偶者欄	基礎年金番号		生年月日		添付書類
			5. 昭和		有・無
	氏名 (フリガナ)		婚姻期間		
			. . . ~ . . .		
	基礎年金番号		生年月日		添付書類
			5. 昭和		有・無
	氏名 (フリガナ)		婚姻期間		
			. . . ~ . . .		

※合算対象期間のある方・海外在住の方は裏面を記載してください。

受付印
市区町村
年金事務所

No.5 任意加入するとき - 高齢任意加入制度 (4/4)



記載例～資格取得申出書②

合算対象期間について記載してください。

合算対象期間	No.	種類 (左の欄から選んで ○印を付してください)	期 間	添付書類	確認
あ 日本国籍を有する者の海外に居住していた期間 (昭和36年4月1日～)	①	あ い.う.え.お か.き.く.け.こ()	36.04.01～36.04.21	有 ・無	月
い 学生であった期間(昭和36年4月1日～ 平成3年3月31日までの期間)	②	あ.い.う.え.お か.き.く.け.こ()	. . ～ . .	有・無	月
う 厚生年金保険・共済組合の加入者の配偶者で あった期間(昭和36年4月1日～昭和61年 3月31日までの期間)	③	あ.い.う.え.お か.き.く.け.こ()	. . ～ . .	有・無	月
え 厚生年金保険等の老齢(退職)年金の受給資格を 有する者の配偶者であった期間(昭和36年4月 1日～昭和61年3月31日までの期間)	④	あ.い.う.え.お か.き.く.け.こ()	. . ～ . .	有・無	月
お 厚生年金保険等の障害年金の受給者であった 期間(昭和36年4月1日～昭和61年3月31日 までの期間)	⑤	あ.い.う.え.お か.き.く.け.こ()	. . ～ . .	有・無	月
か 厚生年金保険等の障害年金の受給者の配偶者で あった期間(昭和36年4月1日～昭和61年3月 31日までの期間)	⑥	あ.い.う.え.お か.き.く.け.こ()	. . ～ . .	有・無	月
き 厚生年金保険等の遺族年金の受給者であった 期間(昭和36年4月1日～昭和61年3月31日 までの期間)	⑦	あ.い.う.え.お か.き.く.け.こ()	. . ～ . .	有・無	月
く 日本国籍を取得した者等の国内在住期間 (昭和36年4月1日～昭和56年12月31日 までの期間)	⑧	あ.い.う.え.お か.き.く.け.こ()	. . ～ . .	有・無	月
け 国民年金に任意加入していた期間【注】のうち、 保険料が未納の期間	⑨	あ.い.う.え.お か.き.く.け.こ()	. . ～ . .	有・無	月
こ その他	⑩	あ.い.う.え.お か.き.く.け.こ()	. . ～ . .	有・無	月
a ()					
b ()	⑪	あ.い.う.え.お か.き.く.け.こ()	. . ～ . .	有・無	月

○合算対象期間とは○
いわゆる「カラ期間」と呼ばれる期間であり、老齢基礎年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されない期間をいいます

【注】

- ・日本国籍を有する者の海外に居住していた期間であって、任意加入していた60歳未満の期間 (昭和61年4月1日以降)
- ・学生であった期間であって、任意加入していた60歳未満の期間 (昭和36年4月1日～平成3年3月31日まで)
- ・上表 う.え.お.か.き であった期間であって、任意加入していた60歳未満の期間 (昭和36年4月1日～昭和61年3月31日まで)
- ・その他詳細は、年金事務所へお問い合わせください。

海外に居住する方は記載してください。

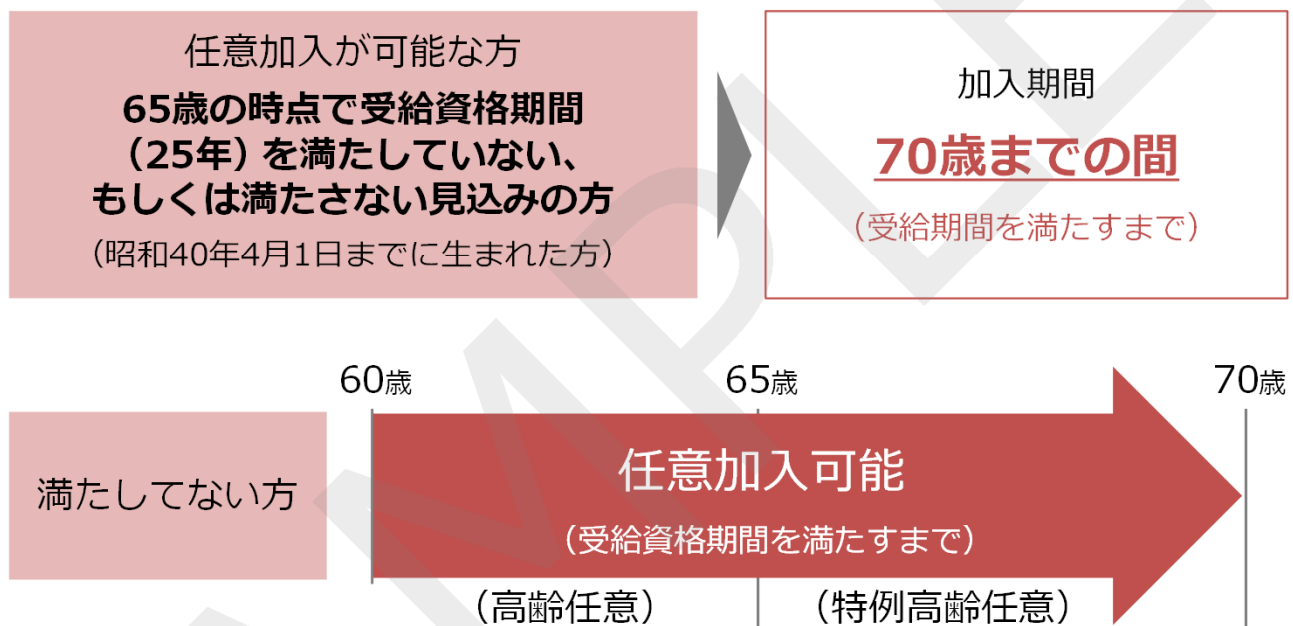
本籍地 都道府県名	東京都				
最終住所地	(フリガナ) スギナミクタカイドニシ 杉並区高井戸西3-5-24				
国内協力者	氏名	(フリガナ) ネンキン	ジロウ	連絡先 電話番号	03 - 3334 - 0000 自 宅・勤務先・その他)
		年金	次郎		
	住所	郵便番号 (フリガナ) スギナミクタカイドニシ 1 6 8 0 0 7 1 杉並区高井戸西3-5-22			

※国民年金保険料を滞納すると、任意加入資格を失う場合があります。
※国民年金保険料は、納付期限までに必ず納付してください。
※国民年金保険料の納付方法は、原則として口座振替になります。

1411 1016 001

✓ 任意加入できる方

65歳の時点で受給権がない、もしくは、ない見込みの
昭和40年4月1日までに生まれた方が申出により
保険料を納付することで受給権を満たすことができます。



年金の受け取りに必要な加入期間（受給資格期間）は今後、**25年から10年に短縮される可能性**があります。

✓ 任意加入期間のご案内

特例高齡任意加入制度は、受給権を満たすまでが加入可能期間となります。そのため、これまでの任意加入期間の確認が必要となります。

※必要な加入期間⇒

⇒ 老-NO.1

⇒ 任意加入チェックシート

No.6 任意加入するとき - 特例高齢任意加入制度 (2/3)

納付方法

口座振替



任意加入の保険料の納付方法は、
口座振替となっております。

記載例～資格取得申出書①

届書コード 200 611	処理区分 2 1	添付書類 添付
---------------------	----------------	------------

国民年金被保険者
資格取得申出書
(60歳以上の任意加入申出用)

国民年金付加保険料
納付申出書

市区町村長 申出書に記載のとおり提出します。
あて 年金事務局長 平成26年04月20日

氏名 (フリガナ) ネンキン 年 金 タロウ 太郎 印
氏名 (フリガナ) 郵便番号 1680071
住所 スギナミクタカイドニシ 杉並区高井戸西3-5-24
連絡先 電話番号 03-3334-0000 (自宅・勤務先・その他)

太枠内を記入してください。(網掛部分を除く)

基礎年金番号 2415125690	生年月日 5.昭和230420	性別 1.男	資格取得年月日 7.平成260420	種別 2.任意
喪失予定年月日	区分 65歳区分	外国人区分 1.加入者	被保険者通称名 (フリガナ)	手帳作成 手帳再交付
付加保険料の納付を希望する方は記載してください。	付加納付申出年月日 7.平成	年金手帳に記載の氏名と変更がある場合は記載してください。	旧氏名 (フリガナ)	備考

任意加入を希望する理由を教えてください。
(下記のいずれかに○印を付けてください。)

市区町村・年金事務所審査欄	厚生年金共済年金月数	国民年金全額納付月数	国民年金一部納付月数	任意加入納付予定月数	国民年金免除等月数	合算対象(カフ)期間月数	合計月数
1. 満額の老齢基礎年金を受給するため	月	月	(換算) 月 3/4 月 1/2 月 1/4 月	月	月	月	(換算) 月
2. 老齢基礎年金の受給権確保および受給額を増額するため (自分の年金加入期間のみで65歳までに受給権が確保できる)	月	月	月	月	月	月	月
3. 老齢基礎年金の受給権確保および受給額を増額するため (合算対象期間を合算することで65歳までに受給権が確保できる)	月	月	月	月	月	月	月
4. 老齢基礎年金の受給権を確保するため (65歳までに受給権が確保できる)	月	月	月	月	月	月	月
5. 老齢基礎年金の受給権を確保するため (70歳までに受給権が確保できる)	月	月	月	月	月	月	月

配偶者の記録を基にした合算対象期間のある方は記載してください。

配偶者欄	基礎年金番号	生年月日	添付書類
	氏名 (フリガナ)	5.昭和	有・無
	婚姻期間		
	基礎年金番号	生年月日	添付書類
	氏名 (フリガナ)	5.昭和	有・無
	婚姻期間		

※合算対象期間のある方・海外在住の方は裏面を記載してください。

受付印
市区町村
年金事務所



記載例～資格取得申出書②

合算対象期間について記載してください。

合算対象期間	No.	種類 (左の欄から選んで ○印を付してください)	期 間	添付書類	確認
あ 日本国籍を有する者の海外に居住していた期間 (昭和36年4月1日～)	①	あ い.う.え.お か.き.く.け.こ()	36.04.01～36.04.21	有 ・無	月
い 学生であった期間(昭和36年4月1日～ 平成3年3月31日までの期間)	②	あ.い.う.え.お か.き.く.け.こ()	. . ～ . .	有・無	月
う 厚生年金保険・共済組合の加入者の配偶者で あった期間(昭和36年4月1日～昭和61年 3月31日までの期間)	③	あ.い.う.え.お か.き.く.け.こ()	. . ～ . .	有・無	月
え 厚生年金保険等の老齢(退職)年金の受給資格を 有する者の配偶者であった期間(昭和36年4月 1日～昭和61年3月31日までの期間)	④	あ.い.う.え.お か.き.く.け.こ()	. . ～ . .	有・無	月
お 厚生年金保険等の障害年金の受給者であった 期間(昭和36年4月1日～昭和61年3月31日 までの期間)	⑤	あ.い.う.え.お か.き.く.け.こ()	. . ～ . .	有・無	月
か 厚生年金保険等の障害年金の受給者の配偶者で あった期間(昭和36年4月1日～昭和61年3月 31日までの期間)	⑥	あ.い.う.え.お か.き.く.け.こ()	. . ～ . .	有・無	月
き 厚生年金保険等の遺族年金の受給者であった 期間(昭和36年4月1日～昭和61年3月31日 までの期間)	⑦	あ.い.う.え.お か.き.く.け.こ()	. . ～ . .	有・無	月
く 日本国籍を取得した者等の国内在留期間 (昭和36年4月1日～昭和56年12月31日 までの期間)	⑧	あ.い.う.え.お か.き.く.け.こ()	. . ～ . .	有・無	月
け 国民年金に任意加入していた期間【注】のうち、 保険料が未納の期間	⑨	あ.い.う.え.お か.き.く.け.こ()	. . ～ . .	有・無	月
こ その他	⑩	あ.い.う.え.お か.き.く.け.こ()	. . ～ . .	有・無	月
a ()					
b ()	⑪	あ.い.う.え.お か.き.く.け.こ()	. . ～ . .	有・無	月

○合算対象期間とは○
いわゆる「カラ期間」と呼ばれる期間であり、老齢基礎年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されない期間をいいます

【注】

- ・日本国籍を有する者の海外に居住していた期間であって、任意加入していた60歳未満の期間 (昭和61年4月1日以降)
- ・学生であった期間であって、任意加入していた60歳未満の期間 (昭和36年4月1日～平成3年3月31日まで)
- ・上表 う.え.お.か.き であった期間であって、任意加入していた60歳未満の期間 (昭和36年4月1日～昭和61年3月31日まで)
- ・その他詳細は、年金事務所へお問い合わせください。

海外に居住する方は記載してください。

本籍地	東京都								
都道府県名									
最終住所地	(フリガナ) スギナミクタカイドニシ								
	杉並区高井戸西3-5-24								
国内協力者	氏名	(フリガナ) ネンキン	ジロウ	連絡先 電話番号	03 - 3334 - 0000				
		年金	次郎		(自宅・勤務先・その他)				
	住所	郵便番号		(フリガナ) スギナミクタカイドニシ					
	1	6	8	0	0	7	1	杉並区高井戸西3-5-22	

※国民年金保険料を滞納すると、任意加入資格を失う場合があります。
 ※国民年金保険料は、納付期限までに必ず納付してください。
 ※国民年金保険料の納付方法は、原則として口座振替になります。

1411 1016 001

余白

No.7 保険料額について

☑ 国民年金の保険料（平成26年度の額）

月額 **15,250円**

※国民年金保険料は社会保険料控除の対象となります。

☑ 国民年金保険料の納付義務

国民年金保険料を納付することは法律で義務付けられております。
保険料を納付しない場合、日本年金機構が委託している民間事業者から納付のご案内がされたり、日本年金機構によりご自身や配偶者、世帯主の銀行口座等の差押えが実施されることがあります。

☑ 納付方法



金融機関・郵便局
コンビニ等の
窓口で納付

➡ 加-NO.9



口座振替

➡ 加-NO.10



クレジット
カード納付

➡ 加-NO.11



電子納付

➡ 加-NO.12

※ 市区町村及び年金事務所の窓口では、国民年金保険料を納めることはできませんので、ご了承ください。

早割制度

- 通常：翌月末日振替
- 早割：当月末日振替 ⇒ 年間600円（月額50円）の割引

前納制度

- 保険料を早めに納めること（前納）により保険料が割引になります。
- 前納制度と口座振替をセットにすることでさらに割引になります。

余白

No.8 前納制度



前納とは

- 保険料を早めに納めること（前納）により保険料が割引になります。
- 前納制度と口座振替をセットにすることでさらに割引になります。

平成26年度の 場合	1ヵ月分		6ヵ月分		1年度分		2年度分	
	保険料	割引額	保険料	割引額	保険料	割引額	保険料	割引額
毎月納付（納付書 による現金納付・ 翌月末振替の口座 振替）	15,250円	－	91,500円	－	183,000円	－	370,080円	－
毎月振替・【早割】 （当月末振替の口 座振替）	15,200円	50円	91,200円	300円	182,400円	600円	368,880円	1,200円
6ヵ月前納 （現金納付）	－	－	90,760円	740円	181,520円	1,480円	367,120円	2,960円
6ヵ月前納 （口座振替）	－	－	90,460円	1,040円	180,920円	2,080円	365,920円	4,160円
1年前納 （現金納付）	－	－	－	－	179,750円	3,250円	363,580円	6,500円
1年前納 （口座振替）	－	－	－	－	179,160円	3,840円	362,400円	7,680円
2年前納 （口座振替）	－	－	－	－	－	－	355,280円	14,800円

※クレジットカード納付と電子納付は現金納付と同様の割引額になります。

✓ 2年前納とは

- 2年度分の保険料を口座振替でまとめて納めることができる制度です。
- 「2年前納」をご利用いただくと、毎月納付する場合に比べ、2年間で14,800円程度の割引になります。

※ 毎年の2年前納額は、**毎年1月末頃**に公表されます。

※ 実際に口座から引き落とされる金額は、**口座から引き落とし後に**「国民年金保険料口座振替額通知書」にてご確認願います。

✓ 手続き方法

お申し込み期限：**毎年2月末日**

お申し込み方法：

- 「2年前納」で納付するためにはお手続きが必要です。
- 「国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書兼国民年金保険料口座振替依頼書」に必要事項を記入の上、預貯金口座をお持ちの金融機関（郵便局を含む）の窓口、または年金事務所（郵送も可）にご提出ください。
- 口座振替のお申し込みには、基礎年金番号の記入が必要ですので、年金手帳や納付書で基礎年金番号をご確認ください。また、金融機関届出印の押印が必要となります。

No.9 金融機関・郵便局・コンビニ等の窓口で納付



現金で納付するときは

- 「領収（納付受託）済通知書」を使用し、「納付期限」までに銀行などの金融機関、郵便局、コンビニエンスストアにて納めてください。
- 市区町村及び年金事務所の窓口では、国民年金保険料を納めることはできませんので、ご了承ください。

国民年金保険料が納付できるコンビニ店舗一覧

- | | |
|----------------------|---|
| ● セブン-イレブン | ● ローソン |
| ● ファミリーマート | ● ミニストップ |
| ● 山崎製パン | ● セイコーマート |
| - デイリーヤマザキ | ● コミュニティ・ストア |
| - ヤマザキスペシャルパートナーショップ | ● スリーエフ |
| - ニューヤマザキデイリーストア | ● ココストア |
| ● ポプラグループ | ● セーブオン |
| - ポプラ | ● MMK設置店 |
| - 生活彩家 | ※ MMK端末とは、株式会社しんきん情報サービスが設置する公共料金収納端末のことです。 |
| - くらしハウス | |
| - スリーエイト | |



納付書見本

領収（納付受託）済通知書 (国庫金) (国民年金)

82401 25 0343 6118 00066421 厚生労働省年金局（国民年金）

納付目的 国民年金保険料 (X X)

基礎年金番号 56005 9999 9999999999 99999999 99 9999999999 ZZZZZZ9 9

納付期間 平成26年4月分 ZZZZZZ9円 ZZZZZZ9円

納付書発行年月日 平成26年4月1日 使用期限または納付期限 平成26年4月30日 ※裏面のご説明をご覧ください

999-99999

前納や各月など、納付される月分によってご使用する「納付書」が異なります。「領収（納付受託）日付印」欄、または「納付期間」欄をご確認ください。

領収（納付受託）日付印 26 前納 (厚生労働省年金局送付用) 1年前納用

領収（納付受託）日付印 26 上期 (厚生労働省年金局送付用) 6カ月分前納用

領収（納付受託）日付印 26 下期 (厚生労働省年金局送付用) 毎月納付用（4月用）

領収（納付受託）日付印 26 4 (厚生労働省年金局送付用)

26 前納 (厚生労働省年金局送付用) X X Z9年度 厚生労働省年金特別会計(0343) 上記の合計額を徴収しました。 領収（納付受託）日付印 26 26年4月分～27年3月分をまとめて納付するときに使用 年度5月1日以降年度繰入組入

※ 納付方法の詳細については、裏面をご確認ください。

No.9 金融機関・郵便局・コンビニ等の窓口で納付



注意事項

納付期限は、「**納付対象月の翌月末日**」と定められております。
月末が土曜日、日曜日、休日等にあたる場合は最初の金融機関等の営業日となります。

月末が平日の場合：



月末が土曜日・日曜日・休日等の場合：



保険料は「納付期限」までに納めてください。

納付期限までに保険料を納めないと**障害基礎年金や遺族基礎年金が受給できない**場合がありますので、忘れずに納めてください。

☑ 口座振替のメリット

口座振替で納めると手間がかからず、納め忘れを防ぐこともできます。

☑ 手続き方法

- 口座振替の手続きは、お近くの年金事務所または金融機関の窓口で受け付けています。
- 申込用紙は、金融機関、年金事務所の窓口にあります。申込用紙をプリントアウト（白黒可）して年金事務所へ郵送することもできます。

※ 申込用紙にご記入の際は、指定預金口座の届出印と氏名のご確認をお願いいたします。

☑ 口座振替（早割制度）とは

月々の保険料を口座振替の早割（通常は翌月末納付ですが、当月末納付にすること）で納付すると、年間600円（月額50円）の割引となります。

- 早割制度は、平成17年4月から開始された制度です。従来から口座振替で毎月納付いただいている方も早割に変更するためには、あらためて申し込みが必要です。
- 口座振替が開始されるまで、2カ月程度かかりますのであらかじめご了承ください。

注意事項

- お申込みから数週間後に、「国民年金保険料口座振替開始（変更）・額通知書」をお送りします。
- 翌年度以降は、毎年（2年前納は隔年）4月以降に「国民年金保険料口座振替額通知書」をお送りします。

残高不足にならないように口座の確認をお願いします

残高不足の場合には、各月中旬に振替不能のお知らせ（ハガキ）をお送りすると共に、以下の取り扱いとなりますので、ご注意ください。

翌月末振替、当月末振替（早割）の場合：

① 翌月にもう一度だけ再振替します。

例：9月分が振替不能
次回に9月分と10月分を合わせて振替します。

② 振替できなかった場合

後日、納付（案内）書が送付されますので、金融機関やコンビニエンスストア等の窓口で納めてください。

※再振替につきましては、当月末振替（早割）による割引は受けられません。

2年前納の場合：

翌年の前納振替までの間は、自動的に翌月末振替となります。

翌年の前納振替時に再び2年前納分の口座振替が行われます。

※再振替につきましては、当月末振替（早割）による割引は受けられません。

1年前納、6カ月前納の場合：

次の前納振替までの間は、自動的に翌月末振替となります。

納付（案内）書でご依頼された時の月分以降の前納はできますので、ご希望の方は年金事務所へご連絡ください。

注意：残高不足以外の理由で振替不能の場合は、以後の口座振替が停止となります。

No.11 クレジットカード納付

☑ 手続き方法

- クレジットカード納付の手続きは、お近くの年金事務所の窓口で受け付けています。
- 申込用紙は、年金事務所の窓口に備え付けていますが、申込用紙をプリントアウト（白黒も可）して年金事務所へ郵送することもできます。

☑ 注意事項

納付方法（クレジットカード会社の立替納付期日）

納付方法	期間	立替納付期日	申込期日
毎月納付	当月分	毎月末日	-
6カ月前納	4月分～9月分 10月分～翌年3月分	4月末日 10月末日	2月末日 8月末日
1年前納	4月分～翌年3月分	4月末日	2月末日

- お申込みから数週間後に「国民年金保険料クレジットカード納付開始（変更）・額通知書」をお送りします。
- クレジットカード納付では、口座振替による当月末振替（早割）は適用されません。また、クレジットカード納付による6カ月前納・1年前納の割引額は、納付書で納めていただいた場合の割引額となります。

余白



電子納付とは

電子納付には次の方法があります。

- **インターネットバンキングを利用した納付方法**
インターネットを利用して、払込手続きを行います。
- **モバイルバンキングを利用した納付方法**
携帯電話を利用して、払込手続きを行います。
- **ATMを利用した納付方法**
金融機関に設置されているATMを利用して、払込手続きを行います。
- **テレフォンバンキングを利用した納付方法**
電話の音声案内等を利用して、払込手続きを行います。

※インターネットバンキング、モバイルバンキング、テレフォンバンキングをご利用いただく場合は、あらかじめ利用される金融機関と契約を結ぶ必要があります。契約方法については、ご利用になる金融機関にお問い合わせください。また、ご利用になる金融機関が電子納付の利用が可能か否かについては、金融機関にお問い合わせください。

余白

✓ 付加保険料

定額保険料（15,250円）に加えて、付加保険料（月額400円）を納めた場合、年額で【**200円×付加保険料を納めた月数**】の付加年金が加算されます。

● 付加保険料を納めた場合は、以下の年金額を受け取れます。

例えば、20歳から60歳までのうち、1ヵ月間、付加保険料を納めていた場合の受け取る年金額は次のとおりとなります。

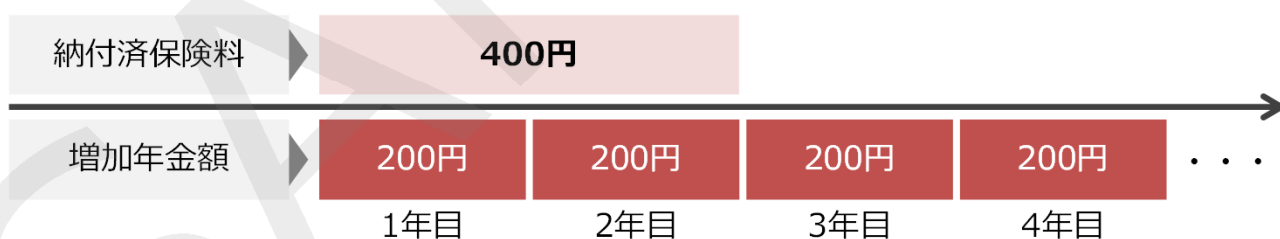
$$200\text{円} \times 1\text{ヵ月} \\ = \mathbf{200\text{円}}$$

付加保険料を1ヵ月間納めていた場合の支払合計額は次のとおりとなります。

$$400\text{円} \times 1\text{ヵ月} \\ = \mathbf{400\text{円}}$$

なお、付加年金は定額のため、物価スライド（増額・減額）はありません。

● 1ヵ月間付加保険料を納めた場合



✓ 注意事項

- 付加保険料を納めるには申し込みが必要です。
- 付加保険料の納付は、申し込みをした月分からとなります。
- 納付期限は、翌月末日となっています。
- 納付期限を経過した場合でも、期限から2年間は付加保険料を納めることができます。
- 付加保険料を納付することを希望しなくなった場合は、付加保険料納付辞退申出書の提出が必要となります。
- 国民年金基金に加入している方は付加保険料を納めることはできません。

余白



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

必ず提出・添付するもの

● 国民年金被保険者資格取得届書

国民年金被保険者 資格取得届（申出）書

国民年金被保険者種別変更（第1号被保険者該当）届書

※ 届書コード	※ 処理区分	送信
2 0	0.新規／再取得 6.種別変更	1.届書 2.申出書

本 籍 地	東京
-------	----

① 基礎年金番号又は手帳記号番号 2 4 1 5 1 2 5 6 9 0	② 生 年 月 日 ★ 1. 昭和 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 0 6 0 5 1 6	③ 手 帳 記 号 番 号	④ 手 帳 記 号 番 号	送信
被 保 険 者 氏 名 (フリガナ) ネギン タロウ 年金 太郎		性 別 ★ 1. 男 2. 女 1	郵 便 番 号 1 6 8 0 0 7 1	⑤ 被 保 険 者 住 所 (市区町村コード) (フリガナ) スキナミクダガイドニシ 市市区町村 杉並区高井戸西3-5-24
★⑦ 外国人区分 1. 米国人（強制） 2. 1以外の外国人		⑧ 被 保 険 者 通 称 名 (フリガナ)	送信	
⑨ 資格取得（種別変更）の年月日 2 6 0 5 1 5		⑩ 種 別 1. 第1号 2. 任意	資格取得（種別変更）理由（第1号） 学 生 0. 学 生 学生以外 1. 適用され 2. 第2号被保険者からの移行 10. 中国残留邦人等該当 11. 外国からの転入 2. 未到達 5. その他	
⑪ 資格取得理由（任意） ★ 2. 老齢（退職）年金受給 3. 60歳以上 4. 海外在住				
⑫ 申請種別 ★ 1. 令88条3項該当 2. 令88条2項該当	⑬ 喪失予定年月日 年 月 日	65歳以上加入申込区分 1. 加入申込 2. 加入取消	手帳送付者表示 1. 手帳送付者	強制付番指定 1. 強制付番指定
年金手帳の作成 1. 年金手帳再交付		送信		
資格取得（種別変更）前の氏名又は資格取得前の住所と現在の氏名・住所が異なる場合のみ記入してください。		旧 氏 名 (フリガナ)	旧 住 所 (フリガナ)	(備考)

上記のとおり届出（申出）します。	届出（申出）者 住 所 届出（申出）者 氏 名 電 話	平成 2 6 年 1 0 月 1 6 日 年金 太郎 03 (3 3 3 4) 〇 〇 〇 〇
------------------	---	---

受 付 印
市 区 町 村 社会保険事務所

1. 文字は楷書ではっきりと書いてください。
2. ★印の欄は該当する項目を○印で囲んでください。
3. ※印の欄は記入する必要はありません。
4. 資格取得年月日が昭和51年3月31日以前の届書については、資格種別「1」を「強制」と読み替えてください。
5. 「資格取得理由（任意）」欄の「4」を○で囲んだ方のうち（日本国内に協力者がいる場合は、「備考」欄に日本国内における最後の住所を記入してください）。
6. 被保険者が自ら署名する場合には、被保険者の押印は不要です。
なお、被保険者以外の方の押印を省略することはできません。



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

場合に依じて提出、添付するもの①

● 国民年金被保険者資格喪失届書（資格喪失の場合）

届書コード	寄附区分	届書
203	1. 国民年金被保険者資格喪失届書	届書

国民年金被保険者 資格喪失届（申出）書

国民年金被保険者種別変更（第2号被保険者該当）届書

① 年金手帳の基礎年金番号 2415125690		② 生年月日 060516	
③ 資格喪失（喪失）年月日 260816		④ 資格喪失（種別変更）の理由 1. 喪失届出 2. 老齢（退職）年金受給者 3. その他 4. 喪失届出 5. 喪失届出 6. 喪失届出 7. 喪失届出 8. 喪失届出 9. 喪失届出 10. 喪失届出 11. 外国への転出	
⑤ 65歳前喪失者区分 1. 65歳前喪失者 2. 65歳前喪失者 3. 65歳前喪失者 4. 65歳前喪失者 5. 65歳前喪失者 6. 65歳前喪失者 7. 65歳前喪失者 8. 65歳前喪失者 9. 65歳前喪失者 10. 65歳前喪失者 11. 65歳前喪失者 12. 65歳前喪失者 13. 65歳前喪失者 14. 65歳前喪失者 15. 65歳前喪失者 16. 65歳前喪失者 17. 65歳前喪失者 18. 65歳前喪失者 19. 65歳前喪失者 20. 65歳前喪失者 21. 65歳前喪失者 22. 65歳前喪失者 23. 65歳前喪失者 24. 65歳前喪失者 25. 65歳前喪失者 26. 65歳前喪失者 27. 65歳前喪失者 28. 65歳前喪失者 29. 65歳前喪失者 30. 65歳前喪失者 31. 65歳前喪失者 32. 65歳前喪失者 33. 65歳前喪失者 34. 65歳前喪失者 35. 65歳前喪失者 36. 65歳前喪失者 37. 65歳前喪失者 38. 65歳前喪失者 39. 65歳前喪失者 40. 65歳前喪失者 41. 65歳前喪失者 42. 65歳前喪失者 43. 65歳前喪失者 44. 65歳前喪失者 45. 65歳前喪失者 46. 65歳前喪失者 47. 65歳前喪失者 48. 65歳前喪失者 49. 65歳前喪失者 50. 65歳前喪失者 51. 65歳前喪失者 52. 65歳前喪失者 53. 65歳前喪失者 54. 65歳前喪失者 55. 65歳前喪失者 56. 65歳前喪失者 57. 65歳前喪失者 58. 65歳前喪失者 59. 65歳前喪失者 60. 65歳前喪失者 61. 65歳前喪失者 62. 65歳前喪失者 63. 65歳前喪失者 64. 65歳前喪失者 65. 65歳前喪失者 66. 65歳前喪失者 67. 65歳前喪失者 68. 65歳前喪失者 69. 65歳前喪失者 70. 65歳前喪失者 71. 65歳前喪失者 72. 65歳前喪失者 73. 65歳前喪失者 74. 65歳前喪失者 75. 65歳前喪失者 76. 65歳前喪失者 77. 65歳前喪失者 78. 65歳前喪失者 79. 65歳前喪失者 80. 65歳前喪失者 81. 65歳前喪失者 82. 65歳前喪失者 83. 65歳前喪失者 84. 65歳前喪失者 85. 65歳前喪失者 86. 65歳前喪失者 87. 65歳前喪失者 88. 65歳前喪失者 89. 65歳前喪失者 90. 65歳前喪失者 91. 65歳前喪失者 92. 65歳前喪失者 93. 65歳前喪失者 94. 65歳前喪失者 95. 65歳前喪失者 96. 65歳前喪失者 97. 65歳前喪失者 98. 65歳前喪失者 99. 65歳前喪失者 100. 65歳前喪失者		⑥ 受給権確認表示 1. 65歳以上の扶養配偶者が受給権を有しないと確認された場合	
（フリガナ） 被保険者氏名 種別変更後の被保険者の種別		（フリガナ） 住所 〒1680071 スギナミクタカイドニシ 杉並区高井戸西3-5-24	

上記のとおり届出（申出）します。

平成26年10月16日

（届出（申出）者）
住 所
（届出（申出）者）
氏 名
死亡者との関係

年金 太郎

受 付 印
市 区 町 村
年金事務所

1. 文字は楷書ではっきりと書いてください。
2. ★印の欄は該当する項目を○印で選んでください。
3. 空印の欄は記入する必要はありません。
4. 資格喪失年月日が昭和61年3月31日以前の届書については、喪失理由の「2」を「公的年金加入の配偶者等」に読み替えてください。
5. 届出者住所、死亡者との関係は喪失理由が死亡の事実のみ記入してください。
6. 「種別変更後の被保険者の種別」欄は、厚生年金保険の被保険者又は共済組合の組合員となった場合に、「2」号を○印で選んでください。
7. 被保険者が自ら署名する場合には、被保険者の押印は不要です。なお、被保険者以外の方の押印は有効できません。

● 国民年金被保険者種別変更（第1号被保険者該当）届出書（種別変更の場合）

※この届書は、「会社を退職した」「未加入期間がある」など、国民年金の加入（変更）の際に提出していただくものです。

届書コード	寄附区分	小区分	届書
20	0. 新規・再取得 6. 種別変更 6. 種別確認	1 01. 手帳一括	届書

国民年金被保険者
資格取得・
種別変更（第1号被保険者該当）・
種別確認（第3号被保険者該当）届書

整理番号：

基礎年金番号 2415125690	被保険者氏名 ネンキン タロウ 年金 太郎	性別 1. 男 2. 女	生年月日 5. 昭和 年 月 日 060516
----------------------	-----------------------------	--------------------	----------------------------------

資格取得・種別変更年月日 5. 昭和 7. 平成 年 月 日 260816	種別変更 第1号 第3号(船員)30 第3号(厚生)31 第3号(共済)	資格取得・種別変更の理由(第1号被保険者) 0. 学生 1. 適用され 2. 20歳到達 3. 第2号被保険者からの移行 4. その他 10. 中国残留邦人等該当 11. 外国からの転入	資格取得・種別変更・種別確認の理由(第3号被保険者) ア. 20歳到達 イ. 婚姻 ウ. 本人所得減少(a. 離職, b. その他) エ. 配偶者が被用者年金に加入 オ. 配偶者が所属する年金制度等の変更 a. 厚生→共済, b. 共済→厚生, c. 共済→共済 カ. その他
---	--	---	---

★ 郵便番号 1680071	★ 住所 (フリガナ) スギナミクタカイドニシ 杉並区高井戸西3-5-24
-------------------	--

外国人区分 1. 米国人(強制) 2. 1以外の外国人	被保険者通称名(外国人で通称名をお持ちの方のみ記入) (フリガナ)	★ 配偶者記録 基礎年金番号 生年月日
-----------------------------------	--------------------------------------	---------------------------

被保険者に係る事項 資格取得年月日 種別変更	★ 配偶者に係る事項 氏 名 制度名
------------------------------	--------------------------



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

場合に依じて提出、添付するもの②

● 国民年金被保険者資格取得申出書（60歳以上の任意加入申出書）

届書コード 200 611	処理区分 2 1	国民年金被保険者 資格取得申出書 (60歳以上の任意加入申出書)
-----------------------------------	------------------------------	---

市区町村長		申出書に記載のとおり提出します。	
年金事務所長		平成 26 年 04 月 20 日	
(フリガナ)	ネンキン	タロウ	
氏名	年金	太郎 印	
(フリガナ)	郵便番号	〒168-0007	
住所	スギナミタカイトニシ 杉並区高井戸西3-5-24		
連絡先 電話番号	03-3334-0000 自宅・勤務先・その他		

基礎年金番号		生年月日		性別	資格取得年月日		種別
2415125690		5. 昭和 280420		1. 男	7. 平成 260420		2. 任意
喪失予定年月日		区分	65歳区分	外国人区分	被保険者通称名	手帳作成	納付書抑止
			1. 加入時	2. 外国以外の外国人	(フリガナ)	手帳 再交付	納付書 送付なし
付加保険料の納付を希望する方は記載してください。		付加納付申出年月日		年金手帳に記載の氏名と変更がある場合は記載してください。	旧氏名		
		7. 平成			(フリガナ)		

任意加入を希望する理由を教えてください。 (下記のいずれかに○印を付してください。)	厚生年金共済 金月数	国民年金全額 納付月数	国民年金一部納付月数	任意加入納付手 定月数	国民年金免除等 月数	合算対象(カラ) 期間月数	合計月数
1. 満額の老齢基礎年金を受給するため							
2. 老齢基礎年金の受給権確保および受給額を増額するため (自分の年金加入期間のみで65歳までに受給権が確保できる)							
3. 老齢基礎年金の受給権確保および受給額を増額するため (合算対象期間を合算することで65歳までに受給権が確保できる)							
4. 老齢基礎年金の受給権を確保するため (65歳までに受給権が確保できる)							
5. 老齢基礎年金の受給権を確保するため (70歳までに受給権が確保できる)							

市区町村・年金事務所審査欄	
合算対象期間について記載してください。	
合算対象期間	No. 種類 (右の欄から選んで○印を付してください)
あ 日本国籍を有する者の海外に居住していた期間 (昭和36年4月1日～)	① あい.う.え.お か.き.く.け.こ () 36.04.01 ~ 36.04.21 有・無
い 学生であった期間 (昭和36年4月1日～平成3年3月31日までの期間)	② あい.う.え.お か.き.く.け.こ () 有・無
う 厚生年金保険・共済組合の加入者の配偶者であった期間 (昭和36年4月1日～昭和61年3月31日までの期間)	③ あい.う.え.お か.き.く.け.こ () 有・無
え 厚生年金保険等の老齢(退職)年金の受給資格を有する者の配偶者であった期間 (昭和36年4月1日～昭和61年3月31日までの期間)	④ あい.う.え.お か.き.く.け.こ () 有・無
お 厚生年金保険等の障害年金の受給者であった期間 (昭和36年4月1日～昭和61年3月31日までの期間)	⑤ あい.う.え.お か.き.く.け.こ () 有・無
か 厚生年金保険等の障害年金の受給者の配偶者であった期間 (昭和36年4月1日～昭和61年3月31日までの期間)	⑥ あい.う.え.お か.き.く.け.こ () 有・無
き 厚生年金保険等の遺族年金の受給者であった期間 (昭和36年4月1日～昭和61年3月31日までの期間)	⑦ あい.う.え.お か.き.く.け.こ () 有・無
く 日本国籍を有する者の海外に居住していた期間 (昭和36年4月1日～昭和56年12月31日までの期間)	⑧ あい.う.え.お か.き.く.け.こ () 有・無
け 国民年金に任意加入していた期間【注】のうち、保険料が未納の期間	⑨ あい.う.え.お か.き.く.け.こ () 有・無
こ その他	⑩ あい.う.え.お か.き.く.け.こ () 有・無
a ()	⑪ あい.う.え.お か.き.く.け.こ () 有・無
b ()	

○合算対象期間とは○
いわゆる「カラ期間」と呼ばれる期間であり、老齢基礎年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されない期間をいいます

【注】
・日本国籍を有する者の海外に居住していた期間であって、任意加入していた60歳未満の期間 (昭和61年4月1日以降)
・学生であった期間であって、任意加入していた60歳未満の期間 (昭和36年4月1日～平成3年3月31日まで)
・上表う.え.お.か.き.く.け.こであった期間であって、任意加入していた60歳未満の期間 (昭和36年4月1日～昭和61年3月31日まで)
・その他詳細は、年金事務所へお問い合わせください。

海外に居住する方は記載してください。

本籍地 都道府県名	東京都
最終住所地	スギナミタカイトニシ 杉並区高井戸西3-5-24
国内協力者	氏名 (フリガナ) オンキン シロウ 年金 次郎 連絡先 電話番号 03-3334-0000 自宅・勤務先・その他
住所	基礎年金 〒168-0007 スギナミタカイトニシ 杉並区高井戸西3-5-22

※国民年金保険料を滞納すると、任意加入資格を失う場合があります。
※国民年金保険料は、納付期限までに必ず納付してください。
※国民年金保険料の納付方法は、原則として口座振替になります。



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

場合に応じて提出、添付するもの③

● 国民年金被保険者住所変更届（住所変更の場合）

届書コード	※処理区分	届書
2 1 1	1. 同一市区町村内 2. 同一市区町村外	

国民年金被保険者住所変更届 (同一市区町村内)
(同一市区町村外)

① 年金手帳の基礎年金番号				② 生 年 月 日				送信	
2 4 1 5 1 2 5 6 9 0				★ 1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 0 6 0 5 1 6					
③ 郵便番号				④ 住 所				⑤住所変更(訂正)年月日	送信
1 6 8 0 0 7 1				※住所コード (フリガナ) スギナミクタカイドニシ 杉並区高井戸西3-5-24					
(フリガナ) 被保険者氏名				(フリガナ) 旧住所					
年金 太郎				スギナミクタカイドニシ 杉並区高井戸西3-5-〇					
備 考									

(注意)

1. 文字は、ボールペンを用いて楷書ではっきり記入してください。
2. ★印の箇所は、該当する項目の数字等を○印で開んでください。
3. ※印の箇所は、記入しないでください。
4. 被保険者または事業主が自ら署名する場合には、被保険者または事業主の押印は不要です。なお、被保険者及び事業主以外の方の押印を省略することはできません。

事業主等 受付印	年金事務所 受付印

上記のとおり被保険者から第3号関係の届出がありましたので提出します。

平成 年 月 日提出

(事業主等) 事業主等所在地 事業主等名称 事業主等氏名 (局) 印 番

上記のとおり被保険者から第3号関係の届出がありましたので提出します。

平成 年 月 日提出

(所 在 地) 所在地 代表者等氏名 (局) 印 番

この届書記載のとおり届出します。

年金事務局長 殿 平成 26 年 10 月 16 日提出

(住所) 168-0071 杉並区高井戸西3-5-24
届出氏名 年金 太郎
電話番号 03 (3334 局) 〇〇〇〇 〇〇



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

場合に依じて提出、添付するもの④

- 国民年金被保険者氏名・生年月日・性別変更（訂正）届（氏名等変更の場合）

届書コード	※ 処 理 区 分	届 書
2 2 2	1. 氏名変更(訂正) 2. 生年月日訂正 3. 性別訂正	01. 届 書 02. 処 理 票

国民年金被保険者 氏 名 変更（訂正）届
性 生年月日 別

① 年金手帳の基礎年金番号	② 生 年 月 日（訂正前）	変更（訂正）前被保険者氏名 (713カ)
2 4 1 5 1 2 5 6 9 0	★ 1. 明治 3. 大正 5. 昭和 7. 平成 0 6 0 5 1 6	厚生 花子

氏名変更(訂正) (外国人区分訂正)	被 保 険 者 氏 名 (フリガナ)	④ 変更（訂正）年月日	※ ⑤ 訂正後外国人区分
変 更 (訂正)後	年金 花子	2 6 0 9 1 6	① 日本人 ② 米国人(強制) ③ 1以外の外国人

生年月日訂正	③ 生 年 月 日（訂正後）	※ ④ 訂正後取得年月日・種別	※⑤ 訂正後喪失予定年月日・区分
★	1. 明治 3. 大正 5. 昭和 7. 平成	1. 第1号 2. 任意 第3号 (注1)	

性別訂正	③ 性別（訂正後）	送 信
★	1. 女→男 2. 男→女	

(713カ)	住 所	備 考
〒1680071	スギナミクタクカイトニシ 杉並区高井戸西3-5-24	

上記のとおり届出します。

平成 2 6 年 1 0 月 1 6 日

市区町村長 あて

(届出者) 年 金 太 郎

1. 文字は楷書ではっきりと書いてください。

2. ★印の欄は該当する項目を○印で囲んでください。

3. ☆印の欄は記入する必要はありません。

4. 訂正後取得年月日・種別欄は、生年月日を訂正したことにより取得年月日に変更が生じた場合に記入してください。

5. 訂正後喪失予定年月日欄は、生年月日を訂正したことにより喪失予定年月日に変更が生じた場合に記入してください。

6. 被保険者が自ら署名する場合には、被保険者の押印は不要です。

なお、被保険者以外の方の押印を省略することはできません。

(注 1)	
A	第3号(厚生年金保険)
C	第3号(国家公務員共済組合)
D	第3号(日本たばこ産業共済組合)
E	第3号(日本電信電話共済組合)
F	第3号(日本郵政共済組合)
G	第3号(地方職員共済組合等)
J	第3号(日本私立学校振興・共済事業団)
K	第3号(農林漁業団体職員共済組合)
第3号の場合該当する「A」、「C〜K」を記入する。	

受 付 印	
市 区 町 村	年 金 事 務 所

余白

(参考資料) 国民年金保険料の変遷

保険料を納付する月分	定 額		半額免除 (H14.4～)	1/4納付 (H18.7～)	3/4納付 (H18.7～)
	35歳未満	35歳以上			
昭和36年4月～昭和41年12月	¥100	¥150			
昭和42年1月～昭和43年12月	¥200	¥250			
昭和44年1月～昭和45年6月	¥250	¥300			
昭和45年7月～昭和47年6月		¥450			
昭和47年7月～昭和48年12月		¥550			
昭和49年1月～昭和49年12月		¥900			
昭和50年1月～昭和51年3月		¥1,100			
昭和51年4月～昭和52年3月		¥1,400			
昭和52年4月～昭和53年3月		¥2,200			
昭和53年4月～昭和54年3月		¥2,730			
昭和54年4月～昭和55年3月		¥3,300			
昭和55年4月～昭和56年3月		¥3,770			
昭和56年4月～昭和57年3月		¥4,500			
昭和57年4月～昭和58年3月		¥5,220			
昭和58年4月～昭和59年3月		¥5,830			
昭和59年4月～昭和60年3月		¥6,220			
昭和60年4月～昭和61年3月		¥6,740			
昭和61年4月～昭和62年3月		¥7,100			
昭和62年4月～昭和63年3月		¥7,400			
昭和63年4月～平成元年3月		¥7,700			
平成元年4月～平成2年3月		¥8,000			
平成2年4月～平成3年3月		¥8,400			
平成3年4月～平成4年3月		¥9,000			
平成4年4月～平成5年3月		¥9,700			
平成5年4月～平成6年3月		¥10,500			
平成6年4月～平成7年3月		¥11,100			
平成7年4月～平成8年3月		¥11,700			
平成8年4月～平成9年3月		¥12,300			
平成9年4月～平成10年3月		¥12,800			
平成10年4月～平成14年3月		¥13,300			
平成14年4月～平成17年3月		¥13,300	¥6,650		
平成17年4月～平成18年3月		¥13,580	¥6,790		
平成18年4月～平成19年3月		¥13,860	¥6,930	¥3,470	¥10,400
平成19年4月～平成20年3月		¥14,100	¥7,050	¥3,530	¥10,580
平成20年4月～平成21年3月		¥14,410	¥7,210	¥3,600	¥10,810
平成21年4月～平成22年3月		¥14,660	¥7,330	¥3,670	¥11,000
平成22年4月～平成23年3月		¥15,100	¥7,550	¥3,780	¥11,330
平成23年4月～平成24年3月		¥15,020	¥7,510	¥3,760	¥11,270
平成24年4月～平成25年3月		¥14,980	¥7,490	¥3,750	¥11,240
平成25年4月～平成26年3月		¥15,040	¥7,520	¥3,760	¥11,280
平成26年4月～平成27年3月		¥15,250	¥7,630	¥3,810	¥11,440